

防衛研究所規則（昭和33年防衛庁訓令第71号）第15条の規定に基づき、防衛研究所の教育訓練実施に関する達を次のように定める。

平成19年8月6日

防衛研究所長 石井 道夫

防衛研究所の教育訓練実施に関する達

改正 平成23年9月 1日 防衛研究所達第 5号  
平成27年4月10日 防衛研究所達第 1号  
平成31年2月 8日 防衛研究所達第 8号  
令和 3年8月30日 防衛研究所達第10号  
令和 5年7月 6日 防衛研究所達第 4号  
令和 6年5月 2日 防衛研究所達第17号

防衛研究所の教育訓練実施に関する達（昭和50年防衛研修所達第2号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条―第4条）
- 第2章 教育訓練の担当（第5条）
- 第3章 教育訓練の計画
  - 第1節 教育計画（第6条―第9条）
  - 第2節 カリキュラム委員会（第10条―第13条）
- 第4章 教育訓練の実施
  - 第1節 教育訓練の主眼及び研修方法（第14条・第15条）
  - 第2節 教育訓練の実施要領（第16条―第20条）
- 第5章 雑則（第21条―第27条）
- 附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この達は、防衛研究所の安全保障戦略課程及び安全保障戦略特別課程の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教育訓練の目標)

第2条 教育訓練は、研修員に対し国の安全保障戦略等に関する知識を総合的に修得させる。

2 防衛研究所長（以下「所長」という。）は、安全保障戦略課程及び安全保障戦略特別課程それぞれに課程等の実施に係る指針を定めるものとする。

(用語の定義)

第3条 この達で使用する用語の定義は、次によるものとする。

(1) 各部長等

企画部長、政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、教育部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）のことをいう。

(2) 政策研究部長等

政策研究部長、理論研究部長、地域研究部長、戦史研究センター長、特別研究官（国際交流・図書担当）及び特別研究官（政策シミュレーション担当）のことをいう。

(研修員の呼称)

第4条 研修員の呼称は、次の各号のとおりとし、それぞれに実施期を接頭語として付すものとする。

(1) 安全保障戦略課程研修員

(2) 安全保障戦略特別課程研修員

## 第2章 教育訓練の担当

(教育実施担当者)

第5条 教育訓練の実施の分担は、次の区分によるものとする。

(1) 教育部長の指名する者

防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所及び防衛監察本部組織規則（昭和29年総理府令第39号）（以下「防衛大学校等組織規則」という。）第20条の10及び第20条の12に基づき、また、第2条第1項の目標を達成するため、以下の項目を主体的に実施するものとする。

ア 安全保障戦略課程の実施に関すること。

イ 安全保障戦略特別課程の実施に関すること。

ウ その他前号の業務以外の依頼に基づく教育訓練に係る業務に関すること。

(2) 研究幹事、政策研究部長等、研究室長、政策シミュレーション室長及び防衛政策研究室、軍事戦略研究室、グローバル安全保障研究室、サイバー安全保障研究室、政治・法制研究室、社会・経済研究室、中国研究室、アジア・アフリカ研究室、米欧ロシア研究室、戦史研究室、安全保障政策史研究室、国際紛争史研究室、史料室、政策シミュレーション室の主任研究官、所員、助手

防衛大学校等組織規則第23条第4項に基づき、また、第2条第1項の目標を達成するため、以下の

項目を本条第1号に規定する者と綿密に連携し実施するものとする。

ア 安全保障戦略課程にあつては、第7条に規定するカリキュラム概要及び学期研修計画により示された担当業務に関する事及び講座責任者（第16条第1号に規定する講座責任者。以下同じ。）としての業務に関する事並びに第20条に規定する教育訓練評価資料の作成に関する事。

イ 安全保障戦略特別課程にあつては第9条第2号に規定する研修実施計画により、それぞれ示された担当業務に関する事。

### 第3章 教育訓練の計画

#### 第1節 教育計画

（安全保障戦略課程の教育科目等）

第6条 安全保障戦略課程の教育訓練は、防衛研究所規則（昭和33年防衛庁訓令第71号。以下「訓令」という。）第6条に示された科目、目的及び時間数に基づき行うものとする。

（安全保障戦略課程の教育計画）

第7条 安全保障戦略課程の教育計画は、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- （1）教育計画大綱
- （2）カリキュラム概要
- （3）学期研修計画
- （4）現地研修実施計画

2 前項に掲げる計画の作成要領は、別表第1によるものとする。

（安全保障戦略特別課程の教育科目等）

第8条 安全保障戦略特別課程の教育訓練の科目及び時間数は、訓令第9条の規定に基づき、その都度定める。

（安全保障戦略特別課程の教育計画）

第9条 安全保障戦略特別課程の教育計画は、次の各号に掲げる項目によるものとする。

- （1）教育計画大綱
- （2）研修実施計画

2 前項に掲げる計画の作成要領は、別表第2によるものとする。

#### 第2節 カリキュラム委員会

（設置）

第10条 教育訓練の実施に関する基本的事項を審議するため、教育部にカリキュラム委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

（構成）

第11条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- （1）委員長  
教育部長

(2) 委員

- ア 企画部長
- イ 政策研究部長
- ウ 理論研究部長
- エ 地域研究部長
- オ 戦史研究センター長
- カ 特別研究官（国際交流・図書担当）
- キ 特別研究官（政策シミュレーション担当）
- ク その他所長の指定する者

2 講座責任者及びセミナー担当教官は委員に準じる者として、各部長等の指定する者は、参加者として委員会に出席し、意見を述べることができる。

(審議事項)

第12条 委員会は、第2条第2項の指針に基づき次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育計画大綱案に関する事。
- (2) 教育実施担当者に関する事。
- (3) カリキュラム概要案に関する事。
- (4) 評価に関する事。
- (5) その他課程教育実施の重要事項に関する事。

(委員会の招集)

第13条 委員会は、必要の都度委員長が招集するものとする。この際、委員会の招集に先立ち、委員会の審議資料について必要により各部長等の指定する者による調整会議を実施する。

2 委員会の招集基準は、次のとおりとする。

名 称	審議事項
カリキュラム委員会 (フェーズⅠ)	教育計画大綱 講座責任者の指定
カリキュラム委員会 (フェーズⅡ)	カリキュラム概要（講座責任者の講座概要案等）
カリキュラム委員会 (課程評価会議)	教育訓練評価報告 次期以降への教訓事項

第4章 教育訓練の実施

第1節 教育訓練の主眼及び研修方法

(教育訓練実施上の主眼)

第14条 教育訓練は、一方的な知識の付与にとどまることなく、研修員に常に自発的、創造的な研修態度を保持させることを主眼として実施する。

(研修方法)

第15条 安全保障戦略課程の研修方法は、次の各号に掲げる区分を基準とし、カリキュラム委員会の審議により決定するものとする。

- (1) 講座
- (2) 政策シミュレーション
- (3) セミナー
- (4) 研究
- (5) 研究論文
- (6) 現地研修
- (7) 特別講義

2 安全保障戦略特別課程の研修方法は、次の各号に掲げる区分を基準とし、カリキュラム委員会の審議により決定するものとする。

- (1) 講座
- (2) 共同研究
- (3) 政策シミュレーション
- (4) 特別講義

## 第2節 教育訓練の実施要領

(講座の運営等)

第16条 安全保障戦略課程の期間を2以上の学期に区分するものとし、講座の運営については次の各号によるものとする。

- (1) 講座の運営を行うため、講座に講座責任者を置く。
- (2) 講座責任者は、各講座の教育内容の細部を計画し、実施するものとする。

(学期運営の調整)

第17条 教育部教育課程運営室長は、学期の運営に関し必要に応じ講座責任者を招集し、次の各号について審議するものとする。

- (1) 学期研修計画案に関すること。
- (2) その他学期運営に必要な事項に関すること。

(教育訓練の評価)

第18条 課程の終了後に教育訓練の評価を行う。評価は主としてカリキュラムの編成、研修内容、研修方法等の有効性、適切性を検討し、改善の資を得る目的をもって行うものとする。

2 教育部長は、課程の終了後すみやかに教育訓練評価報告を作成するものとし、それらの作成要領は、安全保障戦略課程にあつては別表第1、安全保障戦略特別課程にあつては別表第2によるものとする。

3 教育部長は、教育訓練の評価を行うため、教育訓練評価官を指名し、前号に規定される教育訓練評価報告を作成させる。

(研修員の所見)

第19条 教育部長は、教育訓練の評価に資するため、各学期の終了時に研修員に所見を提出させるものと

する。

なお、研修員からの所見は、カリキュラム委員、講座責任者、セミナー実施担当教官及び政策シミュレーション担当教官に情報提供するものとする。

(課程教育評価資料)

第20条 講座責任者、セミナー実施担当教官及び政策シミュレーション担当教官は、次の各号に掲げる事項を記載した教育訓練の評価のための資料を作成し、各学期終了後すみやかに教育部長に送付するものとする。

- (1) 教育訓練の計画と実施の相違点
- (2) 成果及び改善意見
- (3) 講義資料(その他の資料を含む。)、教具及び管理事項の適否

## 第5章 雑則

(教育訓練の試行)

第21条 この達で定める事項について変更する必要がある場合には、当該事項の変更を試行することができるものとする。

- 2 教育部長は、前項の規定に基づきこの達で定める事項を変更し試行する必要があると認めた場合には、教育訓練の実施に関する試行案を作成し、所長の承認を得るものとする。

(教育訓練に準じた研修)

第22条 安全保障戦略課程及び安全保障戦略特別課程以外の大臣官房長からの依頼による総合職職員研修及び内局研修(係長級特別課程)の実施については、第2条第2項に基づき実施するとともに、第4章の規定に準じ実施するものとする。

(研修員の服務、編成等)

第23条 研修員の服務に関し、必要な事項は、所長の承認を得て教育部長が定める。

- 2 安全保障戦略課程研修員は、研修期間中原則として班編成とし、必要に応じ編成替えを行う。
- 3 安全保障戦略課程には、次の各号に掲げる役員を置き、その業務は当該各号に定めるところによる。

(1) 幹事

研修員の代表となり、各班長の間を調整し、研修員に関する全般的事項について防衛研究所との間の連絡にあたるものとする。

(2) 副幹事

幹事を補佐し、幹事不在の場合はその業務を代行するものとする。

- 4 安全保障戦略特別課程には、役員として幹事及び副幹事を置き、その業務は前項第1号及び第2号に準ずるものとする。

(教育訓練関係資料の整理、保管)

第24条 教育部教育課程運営室長は、次の各号に掲げる教育訓練関係資料を整理、保管するものとする。

- (1) 第7条及び第9条に規定する教育計画に関するもの。
- (2) 委員会における審議事項に関するもの。

(3) カリキュラム (実績)

(4) その他教育訓練実施上の参考となる資料

2 教育部教務課長は、次の各号に掲げる教育訓練関係資料を整理、保管するものとする。

(1) 第18条に規定する教育訓練評価報告に関するもの。

(2) 第19条に規定する研修員所見に関するもの。

(3) 第20条に規定する課程教育評価資料に関するもの。

(4) その他教育訓練評価上の参考となる資料

(入所式及び修了式)

第25条 安全保障戦略課程にあつては、研修員の入所時に入所式を、課程終了時に修了式を行う。

2 安全保障戦略特別課程にあつては、研修員の入所時及び課程終了時の行事については、所長の定めるところによる。

(修了証書)

第26条 訓令第11条に規定する修了証書の様式は、別紙様式のとおりとする。

(実施の細部)

第27条 この達に定めるもののほか、教育訓練の実施の細部については、教育部長が定める。

附則 (平成19年8月6日防衛研究所達第5号)

1 この達は、平成19年8月6日から施行する。

2 防衛研究所の教育訓練実施に関する達 (昭和50年防衛研修所達第2号) は、廃止する。

附則 (平成23年9月1日防衛研究所達第5号)

この達は、平成23年9月1日から施行する。

附則 (平成27年4月10日防衛研究所達第1号)

この達は、平成27年4月10日から施行する。

附則 (平成31年2月8日防衛研究所達第8号)

この達は、平成31年2月8日から施行する。

附則 (令和3年8月30日防衛研究所達第10号)

この達は、令和3年9月1日から施行する。

附則 (令和5年7月6日防衛研究所達第4号)

この達は、令和5年7月14日から施行する。

附則 (令和6年 月 日防衛研究所達第 号)

1 この達は、令和6年5月10日から施行する。

2 この達の施行の日の属する年度の前年度より実施する改正前の課程については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条、第18条関係)

安全保障戦略課程教育計画等作成要領

区分	内容	作成及び	作成期日
----	----	------	------

		決裁手続き	の基準
教育計画大綱	方針、教育の重点、機関及び学期区分、課程教育区分毎の教育要領等、講座概要、セミナー実施要領、現地研修の実施基準、年間カリキュラム（基準）、日課時間	教育部長は、第2条第2項の規定に基づき教育計画大綱案を作成し、カリキュラム委員会（フェーズⅠ）の審議を経て所長の決裁を得る。	課程開始4箇月前
カリキュラム概要	目標、重点、研修期間、課程教育の区分、各学期における課程教育の配当時間（基準）、講座概要、研究論文作成要領、セミナー実施要領、政策シミュレーション実施要領、現地研修実施要領、研修全般予定等	教育部長は、教育計画大綱に基づき、講座責任者が作成する講座概要を含めてカリキュラム概要案を作成し、カリキュラム委員会（フェーズⅡ）の審議を経て所長の決裁を得る。	課程開始2箇月前
学期研修計画	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学期研修要領</li> <li>2 講座シラバス</li> <li>3 研修日程表</li> </ol>	<p>教育部長は学期毎、カリキュラム概要に基づき、学期研修要領案及び講座責任者が作成する講座シラバス案を取りまとめて事前報告のための資料を作成し、必要により学期運営調整会議による調整を経て所長に報告する。</p> <p>事前報告に基づき細部調整を実施した後、教育部長及び講座責任者は学期研修要領及び講座シラバス案を修正・作成し、所長の決裁を得る。また、教育部長は、事前報告後の細部調整により研修日程表を完成させるものとする。</p> <p>なお、学期研修要領、講座シラバス及び研修日程表をもって、学期研修計画とする。</p>	<p>事前報告 当該学期開始2箇月前</p> <p>学期研修計画 当該学期開始15日前</p>



現地研修実施計画	目的、研修先、主要研修項目、期間、行動予定、参加者等	教育部長は、カリキュラム概要の現地研修実施要領に基づき細部調整を実施した後、各現地研修実施計画を完成させるものとする。この際、国外研修については、研修全般計画として所長の決裁を得るものとし、研修先毎の研修実施計画は、研修全般計画に基づき各研修先の構成員が作成するものとする。	当該現地研修実施予定日の15日前
教育訓練評価報告	全般、実績、成果及び所見等	教育部長は課程修了後、講座責任者等が作成する講座等の評価資料及び研修員の所見に基づき、教育の実績を取りまとめるとともに、課程教育全般を評価して教育訓練評価報告を作成し、カリキュラム委員会（課程評価会議）の審議を経て、所長の決裁を得る。	課程修了後2箇月以内

別表第2（第9条、第18条関係）

安全保障戦略特別課程教育計画等作成要領

区分	内容	作成及び決裁手続き	作成期日の基準
教育計画大綱	方針、研修テーマ、期間、研修員数（基準）、研修科目、研修の概要等	教育部長は、第2条第2項の規定に基づき教育計画大綱案を作成し、カリキュラム委員会（フェー	課程開始4箇月前

		ズ I) の審議を経て所長の決裁を得る。	
研修実施計画	目的、研修期間、研修科目、講座責任者等、配当時間、研修日程、その他管理事項等	教育部長は、所長の指針に基づき、研修実施計画案を作成し、カリキュラム委員会の審議を経て所長の決裁を得る。この場合、研修科目及び配当時間については、あらかじめ防衛大臣に申請し、承認を得るものとする。	課程開始1箇月前
教育訓練評価報告	全般、実績、成果及び所見等	教育部長は課程修了後、教育の実績を取りまとめるとともに、課程教育全般を評価して教育訓練評価報告案を作成し、カリキュラム	課程修了後2箇月以内

		委員会（課程評価会議）の審議を経て、所長の決裁を得る。	
--	--	-----------------------------	--

別紙様式（第26条関係）

第〇〇〇〇号 修了証書 官職（階級）氏名 右の者は防衛研究所第〇〇期〇〇課程を 修了したことを証する 年月日 防衛研究所長 氏名印
--

- 注：1 用紙の大きさは、適宜とする。
- 2 紙質は、上質なものをを用い、適宜縁飾りをつける。
- 3 番号は、発行順に一貫してつける。